

目 次

公安委告示

- 自動車運転者の行政処分聴聞 (交 通 課) 1

公 安 委 告 示

●三重県公安委員会告示第37号

道路交通取締法（昭和22年法律第130号）第9条第6項並びに三重県自動車運転者等聴聞規則（昭和29年三重県公安委員会規則第6号）第2条第1項に基づき、次のとおり自動車運転者の行政処分について聴聞を行なう。

昭和35年 9 月 9 日

三重県公安委員会

- 1 被聴聞者
四日市々小牧町西1,151 坂口末夫 満20年
四日市々東日野町1,767 鈴木忠勝 満22年
松阪市清生町658—4 上田一一 満21年
多気郡明和町大淀甲82 西岡宣治 満20年
伊勢市船江町93 尾中秀三 満30年
- 2 聴聞の期日
昭和35年 9 月16日 午後2時0分
- 3 聴聞の場所
三重県警察本部内
三重県公安委員会室

三重県公報

号

外

金

曜

日

昭和三十三年九月九日

明治三十五年三月二十六日第三種郵便物認可（毎週火、金曜日発行）

(第三種郵便物認可)

昭和三十五年九月九日印刷発行